

デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準

山口県土木建築部建築指導課

令和7年10月

1. 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

2. 対象工事

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事着手前までに、受注者が監督職員に使用機器を提示し、工事打合せ簿により実施する旨を申し出、承諾を得ることでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。

対象工事では、以下の3. から6. の全てを実施することとする。

3. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課制定）3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」 (URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/software/>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

4. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、上記3. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領 3. (3) 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

5. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、「営繕工事写真撮影要領」に準ずるが、上記4. に示す小黑板情報の電子的記入については、「営繕工事写真撮影要領 4.」で規定されている写真編集には該当しない。

6. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記 4. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。